

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十六号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第四号を次のように改める。

四 削除

第二条の表の第九号の六中「(1)から(17)までに規定するものについては、市町村社会福祉協議会並びに法第二条第二項に規定する第一種社会福祉事業（同項第一号に規定する事業（生計困難者に対して助葬を行う事業を除く。）及び同項第三号に規定する事業に限る。）及び同条第三項に規定する第二種社会福祉事業（同項第四号の二に規定する事業のうち障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条に規定する療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を行う事業及び同項第七号に規定する事業を除く。）のみを行う社会福祉法人であつて、その行う事業が主たる事務所の所在する市の区域を越えないものに係る事務に限る。」及び(1)から(17)までを削り、同号(18)中「(19)から(23)まで及び(27)を」(2)から(6)まで及び(10)に改め、同号中(18)を(1)とし、(19)を(2)とし、(20)を(3)とし、(21)を(4)とし、(22)を(5)とし、(23)を(6)とし、同号(24)中「(25)を」(8)に改め、同号中(24)を(7)とし、(25)を(8)とし、同号(26)中「並びに同項第七号に規定する事業」を削り、「(28)から(30)まで」を「(11)から(13)まで」に改め、同号中(26)を(9)とし、(27)を(10)とし、(28)を(11)とし、(29)を(12)とし、(30)を(13)とし、同表の第九号の六の二中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の下に「（平成十七年法律第二百二十三号）」を加え、「行う事業並びに同項第七号及び第十号」を「行う事業及び同項第十号」に改め、「江田島市については」の下に「(1)から(17)までに掲げる事務及び」を加え、同号(20)中「同項第七号及び第十号」を「同項第十号」に改め、同表の第十四号の三中「竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、」を削り、同表の第十六号中「(5)から(48)まで及び(50)から(90)までに規定するものについては、」及び(1)から(4)までを削り、同号(5)中「(9)、(15)、(23)、(63)から(68)まで及び(79)から(84)まで」を「(5)、(10)、(15)、(20)から(25)まで及

び(33)から(37)まで」に改め、同号中(5)を(1)とし、同号(6)中「附則第六条又は第九条」を「附則第九条」に、「(74)」を「(26)」に改め、同号中(6)を(2)とし、(7)を(3)とし、(8)を(4)とし、(9)を(5)とし、(10)を(6)とし、(11)を(7)とし、(12)を(8)とし、(13)を(9)とし、(14)を削り、(15)を(10)とし、同号(16)中「(薬局製造販売業者及び薬局製造業者を除く。)」を削り、同号中(16)を(11)とし、(17)及び(18)を削り、同号(19)中「(21)、(22)及び(24)」を「(13)、(14)及び(16)」に改め、同号中(19)を(12)とし、(20)を削り、(21)を(13)とし、(22)を(14)とし、(23)を(15)とし、(24)を(16)とし、同号(25)中「(2)、(5)、(11)、(29)及び(31)」を「(1)及び(7)」に改め、同号中(25)を(17)とし、(26)を(18)とし、同号(27)中「薬局開設者、薬局製造販売業者及び薬局製造業者並びに」を削り、「(78)」を「(32)」に改め、同号中(27)を(19)とし、(28)から(62)までを削り、(63)を(20)とし、(64)を(21)とし、(65)を(22)とし、(66)を(23)とし、(67)を(24)とし、(68)を(25)とし、(69)から(73)までを削り、(74)を(26)とし、(26)の次に次のように加える。

(27) 省令第五十三条第二項において準用する省令第一条第三項の規定による許可申請の添付書類に係る認定

第二条の表の第十六号中(75)を(28)とし、(28)の次に次のように加える。

(29) 省令第五十九条において準用する省令第十六条第四項の規定による変更届の添付書類に係る認定

第二条の表の第十六号中(76)を(30)とし、(77)を(31)とし、(78)を(32)とし、同号(79)中「附則第三条又は第四条」を「附則第三条」に改め、同号中(79)を(33)とし、同号(80)中「附則第三条又は第四条」を「附則第三条」に改め、同号中(80)を(34)とし、同号(81)中「附則第三条又は第四条」を「附則第三条」に改め、同号中(81)を(35)とし、同号(82)中「附則第三条又は第四条」を「附則第三条」に改め、同号中(82)を(36)とし、同号(83)中「附則第三条又は第四条」を「附則第三条」に改め、同号中(83)を(37)とし、(84)から(86)までを削り、同号(87)中「改正省令」を「薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第十号。以下この号において「改正省令」という。)」に改め、同号中(87)を(38)とし、(88)を(39)とし、(89)を(40)とし、(90)を(41)とし、同表の第十六号の五を次のように改める。

十六の五 削除

第二条の表の第二十号の四の次に次の一号を加える。

二十の五 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号。以下この号において「法」という。)及び公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和四十七年政令第二百八十四号。以下この号において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	府中町
(1) 法第四条第一項の規定による土地を譲渡しようとする場合の届	

<p>出の受付</p> <p>(2) 法第五条第一項の規定による地方公共団体等に対する土地の買取り希望の申出の受付</p> <p>(3) 法第六条第一項の規定による土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定及び協議を行う旨の通知</p> <p>(4) 法第六条第三項の規定による土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知</p> <p>(5) 政令第二条第一項第一号の規定による文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物に係る地域に所在する土地の指定及び公告</p> <p>(6) 政令第四条の規定による土地の面積の規模の設定</p>	
---	--

第二条の表の第二十四号の二中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同表の第二十四号の二の二を削り、同表の第三十五号中「(12)、(14)、(16)及び(27)から(30)まで」を「(10)から(13)まで」に、「(16)から(24)まで及び(41)から(47)まで」を「(11)から(16)まで」に改める。

第三条の表の第四号中「江田島市」を削る。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。